

鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書の提出について

鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書を次のとおり提出する。

平成25年10月28日提出

提出者 市 会 議 員 全 員

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，農林水産大臣 宛て

京 都 市 会 議 長 名

鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書

野生鳥獣による農作物被害は、深刻化し、シカ、イノシシ、サル、クマなどの野生鳥獣による農作物被害額は、平成21年度以降、毎年200億円を上回っている。また、被害は、経済的損失にとどまらず、農業従事者の意欲の減退や耕作放棄地の増加など、著しい悪影響を与えている。

鳥獣被害が深刻化している要因として、鳥獣の生息域の拡大、狩猟者の高齢化等に伴う狩猟者数の減少による捕獲圧の低下、耕作放棄地の増加等が考えられる。

こうした鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成19年に、議員立法による「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」が全会一致で成立した。この法律により、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、様々な被害防止のための総合的な取組を行うことに対し支援措置が実施されることになった。

平成24年には、同法の一部改正が行われ、対策の担い手確保や捕獲の一層の推進が図られることになったが、集中的かつ効果的な鳥獣被害防止対策を早急に講じる必要がある。

よって国におかれては、鳥獣被害防止対策の充実を図るため、下記事項を速やかに実施されるよう強く要望する。

記

- 1 地方自治体への財政支援を充実させるとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金の予算を拡充すること。
- 2 狩猟者の確保・育成に向けた対策の強化と支援を拡充すること。また、狩猟者の社会的役割に対する国民的理解と狩猟者の社会的地位の向上の促進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。